

令和 8 年 10 月 16 日

参加者 殿

支出負担行為担当官
国土地理院長
河 瀬 和 重

見 積 依 頼 書

下記について買入りたいので見積書を提出願います。

記

- | | |
|----------------------------|--|
| 1. 件 名 | 外国図書 (Bulletin of the Seismological Society of America ほか2点) |
| 1. 履行又は納入期間 | 令和 9 年 4 月 1 日 (木) ~ 令和 10 年 3 月 31 日 (金)
本案件は、令和 9 年度予算の成立を前提条件とする契約である。契約締結日は令和 9 年 4 月 1 日とするが、本案件に関する予算成立が令和 9 年 4 月 2 日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。 |
| 1. 履行又は納入場所 | 国土交通省国土地理院 |
| 1. 見積書等提出場所
(郵送又は持参の場合) | 茨城県つくば市北郷 1 番 国土地理院総務部契約課契約係
TEL : 029-864-4362 |
| 1. 見積書提出期限 | 令和 8 年 10 月 30 日 (金) 12 時 00 分 |
| 1. 見 積 方 法 | 契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額 (当該金額に 1 円未満の端数があったときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって契約金額とするので、消費税等を含む金額を見積書に記載すること。なお、見積書においては①課税本体価格 (リバースチャージ対象外) ②課税対象外本体価格 (リバースチャージ対象) ③消費税額を明らかにすること。 |
| 1. 参 加 資 格 | (1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
(2) 国土地理院長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。 |
| 1. 契 約 保 証 金 | 免除 |
| 1. 図面 (内訳書)
及び仕様書 | 別添のとおり |
| 1. 契約書案 | 別添のとおり |
| 1. 支 払 い 条 件 | 前払金 有 ライセンス料相当金額 部分払 一回
<u>物品納入後又は履行完了後に発注者が正当な請求書を受理してから
30 日以内に請負代金を支払うものとする。</u> |

1. そ の 他 (1) 参加者は次の注意事項を熟読し承諾のうえ参加したものとみなす。
注意事項：https://www.gsi.go.jp/SERVICE/keiyaku/oc_caution.pdf
(連絡先) メール：gsi-24keiyaku-g2=gxb.mlit.go.jp
【=を@にしてください】
F A X : 029-864-1743

(案)

外国図書 (B u l l e t i n o f t h e S e i s m o
l o g i c a l S o c i e t y o f A m e r i c a

ほか2点)

発注者 支出負担行為担当官 国土地理院長 河瀬 和重 及び受注者 は、
デジタルコンテンツの利用に関する業務を発注者が受注者に委託することにつき、次
のとおり契約を締結する。

1. 契 約 事 項 仕様書に定める電子ジャーナルの利用

2. ライセンス料 金 円

3. 委託手数料 金 円

(うち消費税及び地方消費税の額 円)

4. 利 用 期 間 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

なお、平成27年10月1日以後の国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税に
関し、発注者は上記2. に定めるライセンス料に係る取引について、免税事業者で
ある場合や経過措置の適用対象となる等の例外的な場合を除き、「リバースチャ
ージ方式」により特定課税仕入れに対する消費税及び地方消費税の額を申告・納付す
るものとする。

(総 則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書及び仕様書に従い契約を履行しなければな
らない。

(目 的)

第2条 発注者は、上記1. に定めるデジタルコンテンツ（以下「本件デジタルコン
テンツ」という。）の利用に関し、次の各号に定める業務（以下「本件業務」とい
う。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託して、善良な管理者の注意をもって
本件業務を履行する。

1 本件デジタルコンテンツを提供する各出版社又はデータベース制作者等（以
下「本件出版社等」という。）と発注者とのライセンス契約（以下「ライセン
ス契約」という。）締結の支援

2 本件デジタルコンテンツに関する利用登録及び利用開始手続の支援

3 本件デジタルコンテンツの利用に関する質問への回答

4 上記2. に定めるライセンス料の預かり及び本件出版社等への送金代行

5 本件デジタルコンテンツの欠陥、アクセス不良、その他の障害に係わる発注
者のクレームの本件出版社等への連絡

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書類による承諾を得た場合は、この限りでない。

(検査及び引渡し)

第4条

発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、デジタルコンテンツの利用期間終了後その日から起算して10日以内に検査を完了しなければならない。この場合においては、発注者は、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

2 受注者は、前項の検査に合格しないときは、発注者の指定する期間内に改めて本件業務を完了し、検査を受けなければならない。

(代金の支払)

第5条 受注者は、ライセンス料について前金払いを請求することができる。

受注者は、前条第1項又は第2項の検査に合格したときは、支払請求書により委託手数料を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託手数料を支払わなければならない。

3 発注者がその責に帰すべき理由により第4条第1項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(第三者による代理受領)

第6条 受注者は、発注者の承諾を得て契約額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第5条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(契約不適合責任)

第7条 引き渡された物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、発注者は、受注者に対し、物品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないとき

は、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞の場合の損害金等)

- 第8条 受注者の責に帰すべき理由により期限内に本件業務を完了することができない場合において、期限経過後相当の期間内に本件業務を完了する見込みのあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して期限を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、契約額から既済部分に相応する契約額額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

(発注者の任意解除権)

- 第9条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第11条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 受注者の責に帰すべき理由により、履行期内又は履行期経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

三 正当な理由なく、第7条第1項の追完がなされないとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第3条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

二 この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

三 受注者がこの契約の業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

八 第13条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

九 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与し

ていると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第12条 第10条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第13条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条 前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第15条 発注者は、この契約を解除したときは、業務の既履行部分を検査のうえ合格した部分に相応する代金を受注者に支払わなければならない。

（発注者の損害賠償請求等）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 納入期限までに物品の納入を完了することができないとき。

二 納入した物品に契約不適合があるとき。

三 第10条又は第11条の規定により、物品の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の

履行が不能であるとき。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - 一 第10条又は第11条の規定により物品の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 物品の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から既履行部分に相応する額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

- 第17条 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づ

く課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

- 第18条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 一 第13条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
 - 2 第5条第2項の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅

延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第19条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から実際の支払いの日まで年3パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年3パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(補 則)

第20条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ発注者と受注者とが協議して定める。この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 茨城県つくば市北郷1番
支出負担行為担当官
国土地理院長 河瀬 和重

受注者

仕様書

No.	品目	規格	単位	数量	納入期限	備考
1	Bulletin of the Seismological Society of America (アメリカ地震学会誌)	2027電子	式	1	自:令和9年4月1日 至:令和10年3月31日	
2	Reviews of Geophysics (地球物理学評論)	2027電子	式	1	自:令和9年4月1日 至:令和10年3月31日	
3	Journal of Geophysical Research (Solid Earth Section / B) (地球物理学研究雑誌 / 個体の 地球部)	2027電子	式	1	自:令和9年4月1日 至:令和10年3月31日	